



つみたてNISAの概要



つみたてNISAを活用してみませんか。

つみたてNISAは、一定の条件を満たした投資信託の配当・譲渡所得が非課税になる税制優遇制度です。

「つみたてNISA」とは

つみたてNISAでは、毎年40万円まで非課税投資枠を使った投資ができます。投資を始めたそれぞれの年から、20年目の年末までが非課税期間となり、最大800万円までの非課税投資が可能です。

1 投資信託が投資対象

長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託*1の配当・譲渡所得が非課税となります。

2 毎年40万円まで非課税*2

毎年40万円までの新規投資が非課税の対象です。

3 非課税期間は最長で20年間

投資を始めた年を含め、最長で20年間非課税となります。

4 総額で最大800万円まで非課税

非課税投資額は総額800万円までとなります。非課税投資が行える期間は2037年までです。

5 満20歳以上の方が利用可能

日本に居住する各年の1月1日現在で満20歳以上の方が対象です。

*1 「信託契約期間が無期限又は20年以上あること」、「分配頻度が毎月でないこと」、「ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ運用を行っていないこと」の政令要件に加え、金融庁が告示で定める要件を満たす投資信託を指します。

*2 一般の課税口座では、株式や投資信託で得た配当・譲渡益にかかる税率は20.315%です(2017年6月末時点)。



「つみたてNISA」の投資対象となる投資信託の要件

つみたてNISAの投資対象となる投資信託は、金融庁が告示で定める以下の要件などを満たす必要があります。

		対象指数	売買手数料 (税抜)	信託報酬 (税抜)	その他
公募株式 投資信託*2	指定インデックス 投資信託	国内資産	指定	0.5%以下	-
		海外資産		0.75%以下	
	上記以外の 投資信託	国内資産	-	1%以下	・純資産額50億円以上 ・信託開始以降5年経過 ・信託期間の2/3で資金流入超
		海外資産		1.5%以下	
上場株式 投資信託 (ETF)*3	国内取引所のETF	指定	1.25%以下 *4	0.25%以下	・円滑な流通のための措置が講じられているとして取引所が指定するもの ・最低取引単位1,000円以下(るいとう)
	外国取引所のETF				・資産残高1兆円以上 ・最低取引単位1,000円以下(るいとう)

*1 解約手数料(信託財産留保額を除く)も0%、口座管理手数料も0円。 *2 投資の対象資産に株式を含む必要があります。 *3 株式指数のみを対象としている必要があります。 *4 口座管理手数料は0円。 *対象指数については「つみたてNISAについて」(金融庁)をご覧ください。

出所:金融庁の情報をもとにアセットマネジメントOne作成

*上記は、2017年6月末時点の内容をもとにアセットマネジメントOneが作成したものであり、今後の法令・制度の変更等により内容が変更となる場合があります。



つみたてNISAの概要



つみたてNISAとNISAの違いを見てみましょう。

長期投資が前提となるつみたてNISAでは、非課税投資枠や非課税期間などがNISAと異なります。

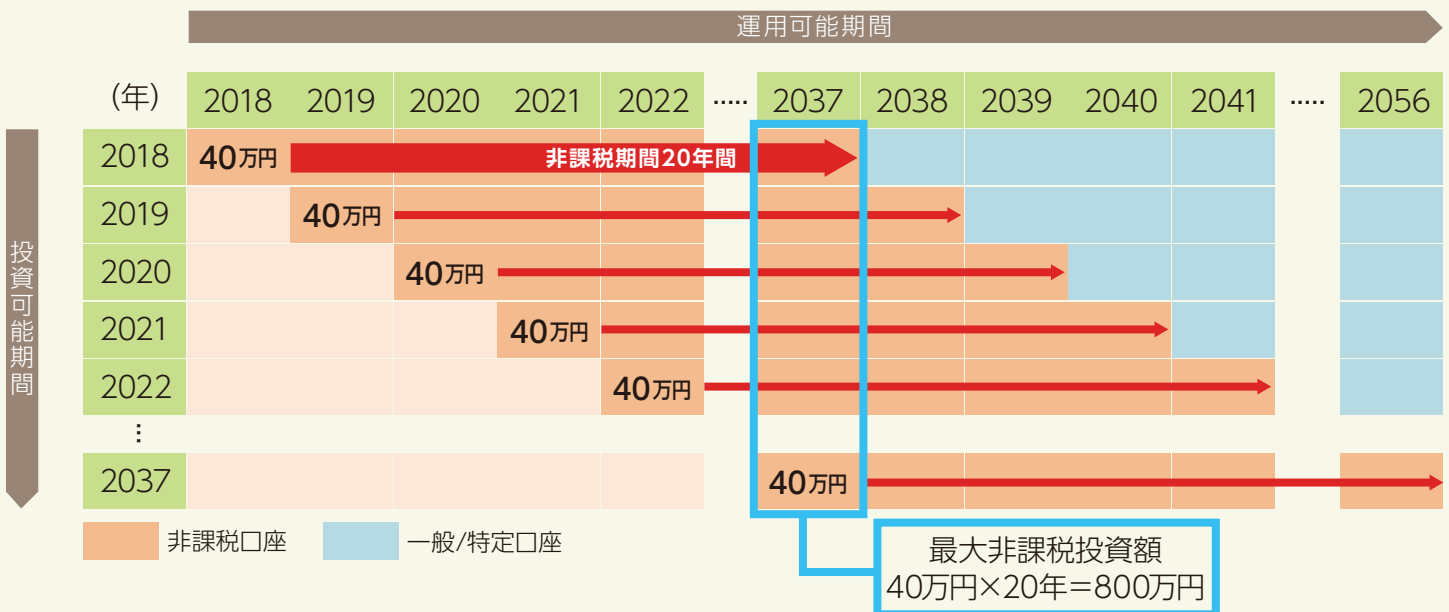
「つみたてNISA」と「NISA」の違い

	つみたてNISA	NISA
投資方法	積立方式	通常買付・積立方式
対象商品	長期積立・分散投資に適した一定の条件を満たした投資信託	上場株式・投資信託等
口座開設可能期間	2037年まで	2023年まで
非課税投資枠	年間40万円	年間120万円
非課税期間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間
非課税期間の延長(ロール)	不可	可
利用資格	20歳以上の居住者等	
両制度間の移管、制度併用	相互間の商品の移管は不可、年ごとに選択制であり同一年の併用は不可	
非課税対象	配当金・分配金・譲渡益	

出所:各種資料をもとにアセットマネジメントOne作成



「つみたてNISA」のイメージ図



※上記はイメージ図であり、すべてを表しているものではありません。

※上記は2017年6月末時点の内容をもとにアセットマネジメントOneが作成したものであり、今後の法令・制度の変更等により内容が変更となる場合があります。



つみたてNISAのルールを知りましょう。

NISAと同じように、つみたてNISAも利用するうえでいくつかのルールがあります。

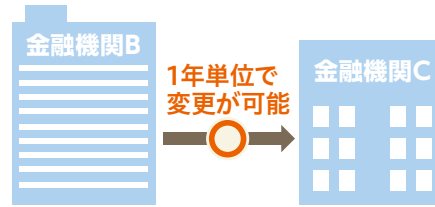
「つみたてNISA」の利用ルール

**① 一人当たり1口座
非課税口座への移管不可**



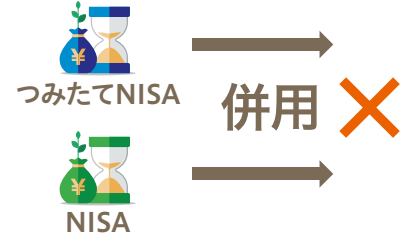
税務上、1年あたり一人1口座に限定されます。非課税口座へ特定口座等で保有している商品を移すことはできず、新たな資金での購入が必要です。

**② 1年単位で金融機関の
変更が可能**



一定の手続きをとることで、金融機関を変更できます*。

③ NISA口座との併用は不可



つみたてNISAは現行のNISAと同一年の併用は出来ません。ただし、年ごとにどちらかを選択することは可能です。

④ 積立方式で投資

(例)



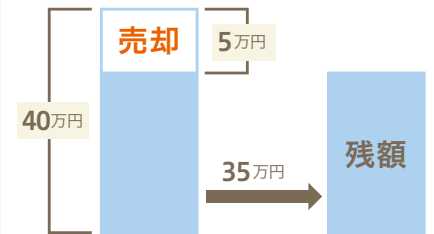
各年の非課税投資枠の上限である40万円以内であれば、途中で積立金額を変更することも可能です。

⑤ いつでも売却可能



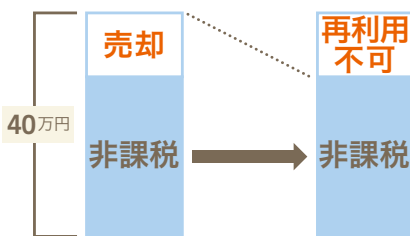
非課税期間に、途中売却はいつでもできます。

**⑥ 売却すると、
その分投資枠は減額**



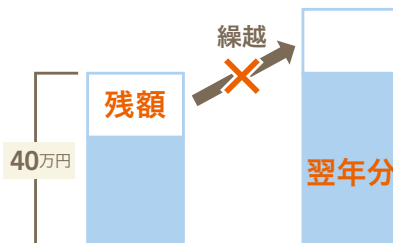
一度売却すると、その分だけ非課税投資枠は減額されます。

**⑦ 売却した分の再利用は
不可**



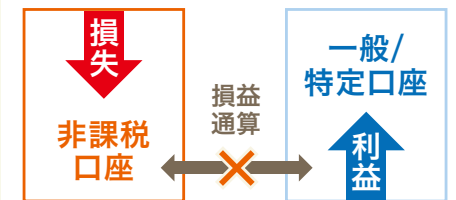
つみたてNISAの非課税投資枠は、年間累計投資額40万円を超えて利用することはできません。つまり、満額まで投資した場合は売却しても非課税枠の再利用はできません。

**⑧ 残った非課税投資枠の
繰越は不可**



上限40万円まで投資をしなかった場合、残った非課税投資枠を翌年に繰越することはできません。

**⑨ 他の口座との損益通算は
不可**



非課税投資枠の資産は他の口座の資産とは別枠であり、売却により非課税口座に損失が出て、他の口座との損益通算はできません。

*変更前の非課税口座で投資信託を購入済の場合、その年は金融機関の変更ができません。

※上記は2017年6月末時点の内容をもとにアセットマネジメントOneが作成したものであり、今後の法令・制度の変更等により内容が変更となる場合があります。



つみたてNISAの他に、投資の上で税制面での優遇が受けられるさまざまな制度があります。運用する金額や期間、将来のお金の使い道等によって、各種制度を有効に使い分けていくことができます。

■ 税制面での優遇が受けられる各種制度 (例)

Table with 5 columns: つみたてNISA, NISA, ジュニアNISA*1, iDeCo*2. Rows include: 加入資格, 投資額(積立額)の上限, 税制優遇, 払出制限, 運用商品.

*1 未成年者少額投資非課税制度の愛称 *2 個人型確定拠出年金の愛称

出所:厚生労働省のHPをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は2017年6月時点の内容をもとにアセットマネジメントOneが作成したものであり、今後の法令・制度の変更等により内容が変更となる場合があります。また上記は、税制面での優遇措置がある各種制度の一例およびそれらの概要を示したものであり、そのすべてを網羅したものではありません。

■ 3つのNISAのポイント

● つみたてNISA

日本に居住している20歳以上の方であれば誰でもNISA口座を開くことで利用できます。通常の口座で投資信託から得られる利益(配当・分配金、譲渡益)に対しては、20%の税金(2037年までは20.315%)が課せられますが、つみたてNISAの場合は非課税扱いとなり税金がかかりません。NISAと比べて適用対象商品は限られますが、20年間と長期の非課税期間であることが特徴です。

● NISA

加入資格や税制優遇はつみたてNISAと共通ですが、つみたてNISAと比べて適用対象商品が多いこと、年間120万円まで非課税枠があることなどが特徴です。つみたてNISAとNISAは年ごとの選択制であり、同一年の併用はできません。また相互間の商品の移管もできません。

● ジュニアNISA

未成年者向けのNISAと言える制度で、日本に居住している20歳未満の方が対象となります。親・祖父母などが子や孫のためにお金を拠出し、代理で運用を行なうことができます。NISAと違いジュニアNISA口座に入れた資金は18歳になるまで原則引き出せないの、大学進学準備など長期的な資産形成としての活用に適した制度といえます。